

令和4年第19回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和4年1月28日
開会午後1時33分

2 議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 報告第1号 農用地利用調整申出について
日程第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について
日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の移転について
日程第6 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第5号 農地の賃借料情報の提供について

3 出席委員（17名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	4番	岩田博教君
5番	渡邊修君	7番	植田市子君
8番	壽見義忠君	9番	長谷川保君
12番	木原閱治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
17番	佐藤雅広君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（2名）

6番	武田政一君	16番	竹村勉君
----	-------	-----	------

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

午後1時33分 開会

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第19回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、1番平野委員、2番那須委員のご兩名をご指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田 誠君） はい、本日の欠席委員でございますが、武田委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第7までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が12件ございましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細は調整委員よりご説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

はじめに1番、8番及び9番について壽見委員お願いいたします。

○8番（壽見義忠君） はい、これは賃貸借だったのですが、12月27日に取上げてもらって売買に移行したということでしたので、来月に報告できると思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員より説明がございました。1番、8番及び9番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について砂原委員お願いいたします。

○3番（砂原一夫君） はい、2番について前回まで●●●●さんに借りてもらっているのを、引き続き●●●●さんに借りてもらうことで調整が成立しました。このことよろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま砂原委員より説明がございました。2番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に3番について木原委員お願いいたします。

○12番(木原潤治君) 継続でお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま木原委員より継続ということでございます。3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に4番ないし7番について富永代理お願いします。

○会長職務代理(富永克治君) 4番につきましては、平石さんに使っていたいただいてたんですが、そのまま継続して●●●●さんで決定いたしましたので、よろしくお願いします。なお、5番、6番、7番につきましては継続でお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま富永代理より説明がございましたが、4番ないし7番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に10番及び11番について柳澤委員お願いいたします。

○14番(柳澤路子君) 継続でお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま柳澤委員より継続ということでございます。10番及び11番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に12番について田中委員お願いします。

○18番(田中賢治君) はい、継続でお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま田中委員より継続ということでございます。12番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が1件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第4、議案第2号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、平石委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) 議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められました2件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1番及び2番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

ございませんか。

(「ありません」呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより1番及び2番の2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

1番及び2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第5、議案第3号農用地利用集積計画の利用権設定の移転についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、議案第3号、農用地利用集積計画の利用権設定の移転について、農用地利用集積計画により決定された事項について、紋別市より求められた1件の集積計画の利用権設定の移転について議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第6、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が記載のとおり1件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお資料は、総会資料の1ページから5ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料1ページからとなります。こちらは貸主が一戸法人を立ち上げたことにより、その法人に使用貸借するものであります。2ページには対象地の地図、3から4ページには地番図を付けております。

次に5ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと考えます。

以上です。

○議長(千葉好弘君) ここで担当委員より補足説明を求めるところでありますけれども、担当委員が欠席しておりますので事務局より何かございますか。

安部係長。

○農地係長(安部勝喜君) 武田委員さんの方から、個人が法人を立ち上げたことによって、その法人への貸付けであるため、何も問題ないであろうということで伺っております。よろしくお願ひします。

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第5号農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは議案第5号、農地の賃借料情報の提供について、農地法第52条の規定に基づき、令和3年1月から令和3年12月までの農地の賃借料情報について記載のとおり提供してよろしいか議決を求めるものでございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

農地法第52条の規定では、毎年、過去1年間の農地法及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料の実績を集計し、情報提供を行うこととされてございます。

令和3年1月から12月までの賃借料について、資料の7ページ及び8ページのとおり賃借料データを集計し、平均額、最高額、最低額を算出してございます。また、資料の9ページに記載の情報を5月頃目途に、紋別市のホームページで公表をする予定となっております。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。本案について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第19回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時52分 閉会